

個人情報の外部提供について（環境保全課）

発言者	発言要旨
会 長 担 当 課	それでは、次第に沿って進行をしていく。本日の審議事項は、「個人情報の外部提供について」3件である。このうち、(1)及び(2)については、川口市個人情報保護条例第8条第5号に基づき、国等または他の実施機関以外の者への外部提供について、意見を求められているものである。 また、(3)については、平成13年8月30日付の本審議会の答申に基づき、個人情報記録された議案等を報道機関や市民に対して外部提供する場合の方法について意見を求められているものである。 はじめに、(1)「環境保全課所管業務に係る個人情報の外部提供」について、実施機関に説明を求める。 諮問理由だが、適正な浄化槽管理を行うためには、浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査において、本市が保有する浄化槽に関する情報と指定検査機関が保有する受検状況に関する情報を相互に照合及び把握し、水質検査未受検者への受検指導を行う必要があることから、その際に行われる指定検査機関に対する個人情報の外部提供について意見を求めるものである。 この水質検査は、浄化槽の管理の権限を有するものが、同法第57条に基づき埼玉県知事が指定する指定検査機関に検査を受検することとしており、川口市では一般社団法人埼玉県環境検査研究協会が指定検査機関である。 また、浄化槽法第7条の水質検査とは、浄化槽設置後3ヶ月～5ヶ月以内に行う検査のことであり、同法第11条の水質検査とは、毎年1度行うこととされている検査のことである。 次に、資料「1 事務の名称・内容等」だが、名称は浄化槽法関係指導業務としている。事務の内容は浄化槽法に基づき、川口市が行う水質検査の受検指導であり、この事務は本市が本年4月1日に中核市となったことにより、埼玉県から移譲された事務である。 続いて、「2 提供する保有個人情報・提供方法等」だが、まず(1)の指定検査機関に提供する個人情報は、①浄化槽調書に記録された浄化槽設置者の氏名及び住所、②浄化槽台帳に記録された浄化槽管理者の氏名及び住所（変更があった場合変更後のものを含む）である。 浄化槽調書は、建築確認申請の際に新たに浄化槽を設置しようと

するものから提出された各種届出内容を記録したもので、確認審査機関から埼玉県に提出されていたものである。浄化槽台帳とは、浄化槽調書などから記録した内容から浄化槽管理の内容を埼玉県が記録したものである。設置者とあるのは不動産関係業者、管理者とあるのは分譲者で、管理者の氏名及び住所は、大抵の場合は変更はなく同一である。

次に、(2)の目的であるが、これまで埼玉県は、指定検査機関から提供された水質検査の結果の内容から、検査結果が不適正とされた浄化槽管理者に対して改善を指導していた。市では既にこの事務に着手しているところだが、そもそも検査を受けていない浄化槽管理者の情報は提供されないことから、本市としては必要に応じて浄化槽管理者の情報を提供し、受検状況を確認していきたいと考えている。

なお、埼玉県も指定検査機関と同様の情報のやりとりをしていたものである。

また、本市における浄化槽法第7条の水質検査の受検は71.9%であるものの、同法11条の水質検査の受検率は8.3%であり、全国的に受検率の低い埼玉県の中でも低い状況にある。浄化槽管理者の情報は所有権の移転や所有者の死亡があっても正しく記録されていない場合があるほか、点検結果が一定期間記録されていない、未受検の状況が把握しにくいなど、受検指導を行うにも情報が不正確であるという現状がある。浄化槽使用の寿命を延ばし、さらには水環境の保全を行うため、本市としては適性な受検指導をしていきたいと考えている。

(3)の提供方法については、浄化槽調書に係る情報は指定検査機関に手渡しで行うこととし、浄化槽台帳情報は電子データを暗号化し電子メールでやりとりを行うことを考えており、これらの情報のやりとりは原則として毎月一度行うこととしている。

続いて、「3 利用形態」は資料に記載のとおりであり、「4 安全管理の確保」については、川口市情報セキュリティポリシーに則り、専用のハードディスクに暗号化して保管・記録していくこととしている。

最後に参考として指定検査機関の概要を説明するので、「指定検査機関について」と記載された資料をご覧いただきたい。指定検査機関とは、埼玉県知事が指定する法定の水質検査を実施する機関である。埼玉県では「一般社団法人埼玉県環境検査研究協会」と「一

	般社団法人埼玉県浄化槽協会」の2団体がある。「一般社団法人埼玉県環境検査研究協会」は埼玉県南部・中央部を中心として本市を含めて35の自治体を、「一般社団法人埼玉県浄化槽協会」は県北部・東部を中心として28の自治体の検査を実施している。資料の3にフロー図があるが、指定検査機関との情報のやり取りは、フロー図の②、③、⑥であり、今回、意見をいただきたいのが②の情報提供についてである。
会 長	何か意見等はあるか。
委 員	資料の4安全管理の確保に「電子メールで送信」とあるが、個人情報データを電子データで送信する際には一般のインターネットを利用するのか、L G W A Nを利用するのか。
担 当 課	L G W A Nは行政機関の間でのみ対応しているため、通常のインターネットを利用する。
委 員	資料の2「(3) 提供方法」についてだが、浄化槽調書は手渡しなのに対し、浄化槽台帳情報は電子メールとなるのはなぜか。
担 当 課	浄化槽調書については、設置当初のもので紙データでしか保有していない。資料のフロー図に書いた「③法定検査受検状況の報告」及び「⑥法定検査結果の報告」は、毎月指定検査機関が来庁した上で本市に報告することになっている。このときに必要に応じて管理者情報等を浄化槽調書に基づくものは紙で確認することとし、管理者が変更したことが見込まれる場合は電子メールで情報のやりとりをしていきたいと考えている。
委 員	③と⑥も紙データでのやりとりを行い、変更があった場合のみ電子メールでやりとりするということでよいのか。
担 当 課	その通りである。基本的には紙での照会、紙での報告になるが、情報に変更がある場合は確認のために電子メールでやりとりを行う。
委 員	これまで埼玉県と指定検査機関の間ではどのような形で情報のやりとりがされてきたのか。
担 当 課	埼玉県においても同様のやりとりを行っていたものである。
会 長	このフロー図には、浄化槽台帳情報のやりとりについては記載されていないが、②に含まれるということではないか。
担 当 課	その通りである。
委 員	浄化槽台帳情報の提供方法について、パスワードを設定して電子メールでやりとりをすることだが、パスワードの設定方法に関して運用ルールはあるか。

担 当 課	電子メールでのやりとりにおいては、川口市の情報セキュリティポリシーに基づいて行うことになる。
会 長	パスワードの設定は送信担当者が行うのか。それとも自動的に設定されるものなのか。
担 当 課	パスワードについては、エクセルにより割り振られる番号を使用することになっている。送信担当者がパスワードの内容を決めるものではない。
会 長	同じパスワードの使いまわしはしないということによいか。
担 当 課	その通りである。
会 長	浄化槽調書の紙データの提供というのは写しを渡すということによいか。
担 当 課	その通りである。
会 長	その他意見がなければ、審議事項について可否を採る。
全 委 員	— 意見なし —
会 長	審議事項（１）「環境保全課所管業務に係る個人情報の外部提供」については、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めることによいか。
全 委 員	— 異議なし —
会 長	それではそのように決定する。
	また、本件に対する答申についてだが、各委員とも特に異論はないように思われるので、答申作成のためだけに改めて審議会を開く必要性は低いと考える。この場で答申を出したいと考えるがどうか。
全 委 員	— 異議なし —
会 長	それではそのように決定する。事務局で答申案の準備はあるか。
事 務 局	たたき台としての答申案を用意しているので配付する。
事 務 局	— 答申案を配付 —
会 長	確認だが、担当課の説明だと浄化槽管理者の「変更後の住所氏名」も外部提供する個人情報に含むということであった。答申案では「浄化槽設置者及び浄化槽管理者」との記載しかないが、変更後の情報はどうするのか。
事 務 局	先ほど担当課から説明があったとおり、「変更後の住所氏名」についても、外部提供する個人情報に含まれるため、担当課の説明のとおり答申案の記載を変更する。
会 長	外部提供の開始はいつを予定しているのか。
担 当 課	運営審議会での意見確定後の日付とする。

会 全 会	長 委 員 長	他に意見等はないか。 — 意見なし — それでは答申について、指摘箇所の修正を行い確定することとしてよいか。
全 会	委 員 長	— 異議なし — それではそのように決定する。 「環境保全課所管業務に係る個人情報の外部提供」についての審議は以上とする。 担当課を入れ替え、次の審議に移る。